第二十四条第十二項の表第二十条第三項の項を削り、同表第二十一条の項中「第二十一条」を「第二十一条第一項及び第二項」に、「計画提出金融機関等（当該経営強化計画又は経営計画」を削り、同表第二十二条第四項の項を削り、同表前条第五項の項を次のように改める。

前条第五項の表第六条の項	金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等及びその子会社等を含む。以下この条において同じ。）
	第十九条第一項に規定する計画提出金融機関等（第二十三条第三項又は第四項の規定により経営強化計画又は経営計画を連名で提出した銀行持株会社等を含む。以下この条において同じ。）
第二十四条第九項又は第十項	第二十三条第三項又は第四項

第二十四条第十二項の表に次のように加える。

前条第五項の表第七条第三項の項	第五十六条	第八十条、第八十一条、第八十五条及び第八十六条
	第五条第一項の規定による決定に従つた同条第二項	第二十四条第七項の規定による認可を受けて行う同法第十四条第一項に規定する合併等
	株式交換等による同法第十七条第二項	株式交換等
前条第五項の表第十九条第一項の項	主務大臣が第十七条第一項の規定による決定をした場合における第十六条第一項若しくは第一項前段、第二項前段、第三項前段若しくは第七項前段又は第十七条第六項若しくは第七項（これらの規定を第五項において準用する場合を含む。）の規定により経営強化計画を提出した金融機関等（以下この章において「計画提出金融機関等」という。）は	対象組織再編成子会社等
前条第五項の表第十九条第五項の項中欄	次の	第八十条、第八十一条、第八十五条及び第八十六条
前条第五項の表第十九条第五項の項下欄	第七条第二項中「に係る変更の登記又は設立の登記」とあるのは「による変更の登記」と、同条第三項中「第八十九条及び第九十条」とあるのは「第五十六条及び第九十条」と	対象組織再編成子会社等

	条」と、「これらの規定」とあるのは「同条」と読み替えるほか、次の	
前条第五項の表第十九条第五項の表第六条の項の項	金融機関等（当該経営強化計画を連名で提出した銀行持株会社等及びその子会社等を含む。以下この条において同じ。）	第二十四条第九項又は第十項
前条第五項の表第十九条第五項の表第七条第三項の項の項	第四項の規定により経営強化計画又は経営計画	第四項
	第五条第一項の規定による決定に従つた同条第二項	第二十四条第七項の規定による認可を受けて行う同法第十四条第一項に規定する合併等
	株式交換等による	株式交換等
前条第五項の表第二十条第一項の項	計画提出金融機関等（経営強化計画又は経営計画	対象組織再編成子会社等（
前条第五項の表前条第一項の項	基本計画提出金融機関等である計画提出金融機関等又は当該計画提出金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が、第十七条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行つたものである場合に限る。）は	第二十四条第九項
	第二十三条第三項の規定により経営強化計画（第十六条第一項第五号ロに掲げる方策を記載したものに限る。）を提出した計画提出金融機関等は	第二十三条第三項
前条第五項の表前条第三項の項	基本計画提出金融機関等でない計画提出金融機関等（当該計画提出金融機関等又は当該計画提出金融機関等に係る組織再編成銀行持株会社等が、第十七条第一項の規定による決定を受けて協定銀行が協定の定めにより株式等の引受け等を行つたものである場合に限る。）は	第二十四条第九項又は第十項
	第四項の規定により経営強化計画（第十六条第一項第五号ロに掲げる方策を記載したものを除く。）又は経営計画を提出した計画提出金融機関等は	第四項

第二十五条第一項中「するものに限る。以下この章」の下に「及び第三十四条の九の四第二項から第四項まで」を加え、「において「」を「並びに同条第二項第三号及び第四項において「」に改め、「貸付債権をいう。以下この章」の下に「及び第四章の三」を加え、「この章及び第五章において」を削る。

第二十六条中「令和八年三月三十一日までに」を削る。